

## 合併市に関する調査

記入月日：平成16年2月17日

### 基礎情報

都道府県・市名	岐阜県・本巣市（もとすし）
合併期日	平成16年2月1日
合併形式	新設合併
住所（旧市町村名も記載）	岐阜県本巣市文殊324番地（旧本巣町）
人口（合併直近の国調）	33,900人（H12国調）
面積	374.57km <sup>2</sup>
議員定数	21人（在任特例期間49人）
関係市町村名	本巣町、真正町、糸貫町、根尾村

### 関係市町村合併直前の状況

	市町村名	人口（人）	面積（km <sup>2</sup> ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
関係市町村	本巣町	8,361	51.25	13	20.9
	真正町	11,556	11.63	13	14.6
	糸貫町	11,799	15.86	13	16.1
	根尾村	2,184	295.83	10	34.1
		（H12国調）			
合計	—	33,900	374.57	49	—

### 関係市町村の財政状況

\*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成15年度当初予算

	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
関係市町村	本巣町	3,320,000	932,804	740,000	中部圏、山振、農工、辺地	0.515
	真正町	3,900,000	1,615,497	450,000	中部圏、農工	0.713
	糸貫町	4,180,000	1,324,238	920,001	中部圏、農工	0.534
	根尾村	3,066,000	1,730,650	132,800	豪雪、山振、過疎農工、工再、積雪、辺地	0.895
合計	-	14,466,000	5,603,189	2,242,801	-	-

## 合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成14年4月1日	解散年月日：平成16年1月31日
内容	会長：糸貫町長 副会長：本巢町長、真正町長、根尾村長 委員：28名（会長・副会長除く） 開催回数 22回 事務局の所在地 糸貫町上保1-1-1 富有柿の里内	
住民発議について	有・ <input checked="" type="radio"/>	
市町村建設計画	計画の期間：合併後10年間	
基本計画の主要項目	自然に配慮した快適なまちづくり 生きがいとやすらぎのあるまちづくり 活力と賑わいのあるまちづくり 豊かな心と文化を育むまちづくり みんなで築く希望に満ちたまちづくり	
旧市町村庁舎の利活用	分庁方式によりすべての旧庁舎を活用する。	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 1
議会の議員の定数に関する特例	有・ <input checked="" type="radio"/>	有の場合： 名
議会の議員の在任に関する特例	<input checked="" type="radio"/> ・無	有の場合： 1年 8ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：議長28万円、副議長24万円、議員22万円	
地域審議会の設置について	<input checked="" type="radio"/> ・無	
内容	合併前の根尾村の区域に、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置し、合併前の本巢町、真正町及び糸貫町の区域には、設置しない。	
地方税に関する特例	<input checked="" type="radio"/> ・無	
内容	固定資産税については、旧根尾村の税率については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条第1項の規定により、合併当該年度及びこれに続く5年度は不均一課税とし、従前（1.7%）のとおりとする。	
合併特例債発行限度額（億円）	162.8億円（標準事業費 171.4億円）	

## その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。（例：庁舎の位置等）</p> <p>新自治体の名称 本巢市 新自治体の事務所の位置 本巢町役場を本庁舎とする。          財産及び債務の取扱い 4町村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。          農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い 4町村の農業委員会は、現農業委員の任期満了日まで新市の農業委員会として存続する。その後、1つに統合し、選挙による委員の定数は20人以内とする。一般職の職員の身分の取扱い 新市の職員として引き継ぐ。定員管理の適正化に努める。職名及び任用要件は調整し統一を図る。給与については調整し、統一を図る。条例、規則等の取扱い 各協議項目の調整の内容に基づき統一を図り、整備する。事務組織及び機構の取扱い 各庁舎に行政機能を振り分ける「分庁方式」とし、地域の実情を踏まえ行政機能を各庁舎に配置し、市民サービスが低下しないように十分配慮する。使用料、手数料等の取扱い 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。手数料については受益者負担の原則を基本に、4町村におけるこれまでの料金改定の経緯をふまえ、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。公共的団体等の取扱い 新市の一体性を確保するためそれぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。慣行の取扱い 市民憲章、市章、市の木、市の花、市の魚、市の歌、市の鳥は新市において調整する。</p>
---------	---